

証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長） 印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、下記期限までは、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができますので通知します。

輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合は、下記期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面2.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただくなか、下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>



[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(税関様式C第5820号：裏面)

1. 本通知を受け取る前に、輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類を提出している場合は、同じ内容のものを再度提出する必要はありません。追加の内容がある場合は、書類を提出してください。
2. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください(いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類 イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等 ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類 あなた及び仕出人の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類 商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
 - イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
 - ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
- (注)虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられます。
3. 表面に記載の証拠を提出し、意見を述べることができる期限までは、あなたの申請により貨物を点検することができます。
4. 表面に記載の証拠を提出し、意見を述べることができる期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聞くことを求めることができます。また、認定手続に係る知的財産の内容が、保護対象営業秘密(不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの。以下同じ。)である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聞くを求めることができます。
6. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密である場合は、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるできます。